

入札・契約制度特例措置等の適用期限延長について

平成25年1月11日
水道管理課出納管財係

登米市水道事業所が発注する工事等に係る入札・契約制度のうち、「履行期限が平成25年3月31日まで」としているものについて、適用期限を1年延長し「履行期限が平成26年3月31日まで」とします。

登米市水道事業所では、東日本大震災からの1日も早い復旧の実現を目指し、入札・契約制度に特例措置等を設け運用していますが、依然として入札の不調が続いていることなどから、適用期限を定めている制度の運用を1年延長することとします。

【対象となる制度】

- 1 現場代理人の兼務特例
- 2 配置技術者の雇用要件の緩和措置
- 3 主任技術者の専任要件の緩和措置
- 4 請負者が着手日を選択できる工事（フレックス工事）
- 5 建設工事の3回入札の執行
- 6 指名競争入札での1社入札の執行